

(第99号議案)

中野区中野四丁目地区における建築物の制限に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(適用区域)</p> <p>第3条 この条例の規定は、<u>令和2年東京都告示第1258号</u>により告示された変更後の東京都市計画地区計画中野四丁目地区地区計画(以下「地区計画」という。)に定める地区整備計画(以下単に「地区整備計画」という。)の区域のうち、その地区の区分が区域1-1、区域1-2、区域2-1、区域3-1、区域3-2、<u>区域3-4</u>、区域4及び区域5に該当する区域に適用する。</p> <p>(建築物の用途の制限)</p> <p>第4条 次の各号に掲げる地区整備計画の区域内においては、当該地区整備計画の地区の区分に応じて当該各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 区域1-1、区域1-2、区域2-1、区域3-1、<u>区域3-2</u>、<u>区域4及び区域5</u> 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業(以下単に「店舗型性風俗特殊営業」という。)の用に供する建築物</p>	<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(適用区域)</p> <p>第3条 この条例の規定は、<u>平成23年東京都告示第1246号</u>により告示された変更後の東京都市計画地区計画中野四丁目地区地区計画(以下「地区計画」という。)に定める地区整備計画(以下単に「地区整備計画」という。)の区域のうち、その地区の区分が区域1-1、区域1-2、区域2-1、区域3-1、区域3-2、区域4及び区域5に該当する区域に適用する。</p> <p>(建築物の用途の制限)</p> <p>第4条 次の各号に掲げる地区整備計画の区域内においては、当該地区整備計画の地区の区分に応じて当該各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 区域1-1、区域1-2、区域2-1、区域3-1 <u>及び</u>区域3-2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業(以下単に「店舗型性風俗特殊営業」という。)の用に供する建築物</p> <p>(2) <u>区域4 店舗型性風俗特殊営業の用に供する建築物及び法別表第2(ぬ)項に掲げる建築物</u></p>

(2) 区域3—4 店舗型性風俗特殊営業の用に供する建築物及び法別表第2(り)項に掲げる建築物

2・3 (略)

(建築物の容積率の最高限度)

第5条 建築物の容積率は、次の各号に掲げる地区整備計画の地区の区分に応じて当該各号に定める数値以下でなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 区域3—4 10分の45

(4) 区域4 10分の56 (当該建築物に中水道施設を設ける場合にあつては、10分の56に当該中水道施設の用途に供する部分の床面積(200平方メートルを限度とする。)の敷地面積に対する割合を加えて得た数値)

(5) 区域5 10分の56 (当該建築物に中水道施設、防災備蓄倉庫又は地域冷暖房施設を設ける場合にあつては、10分の56に当該中水道施設、防災備蓄倉庫又は地域冷暖房施設の用途に供する部分の床面積(1,700平方メートルを限度とする。)の敷地面積に対する割合を加えて得た数値)

2 (略)

(建築物の敷地面積の最低限度)

第6条 建築物の敷地面積は、次の各号に掲げる地区整備計画の地区の区分に応じて当該各号に定める面積以上でなければならない。

(1)~(3) (略)

(4) 区域3—4 0.5ヘクタール

(5) 区域4 0.4ヘクタール

(6) 区域5 1.5ヘクタール

2 (略)

(3) 区域5 店舗型性風俗特殊営業の用に供する建築物及び法別表第2(り)項に掲げる建築物

2・3 (略)

(建築物の容積率の最高限度)

第5条 建築物の容積率は、次の各号に掲げる地区整備計画の地区の区分に応じて当該各号に定める数値以下でなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 区域4 10分の56 (当該建築物に中水道施設を設ける場合にあつては、10分の56に当該中水道施設の用途に供する部分の床面積(200平方メートルを限度とする。)の敷地面積に対する割合を加えて得た数値)

(4) 区域5 10分の56 (当該建築物に中水道施設、防災備蓄倉庫又は地域冷暖房施設を設ける場合にあつては、10分の56に当該中水道施設、防災備蓄倉庫又は地域冷暖房施設の用途に供する部分の床面積(1,700平方メートルを限度とする。)の敷地面積に対する割合を加えて得た数値)

2 (略)

(建築物の敷地面積の最低限度)

第6条 建築物の敷地面積は、次の各号に掲げる地区整備計画の地区の区分に応じて当該各号に定める面積以上でなければならない。

(1)~(3) (略)

(4) 区域4 0.4ヘクタール

(5) 区域5 1.5ヘクタール

2 (略)

第7条 (略)

(建築物の高さの最高限度)

第8条 建築物の高さは、次の各号に掲げる地区整備計画の地区の区分に応じて当該各号に定める高さ以下でなければならない。

(1) (略)

(2) 区域1—2、区域3—4及び区域4 5  
5メートル

(3)~(6) (略)

2 (略)

第9条~第11条 (略)

附則 (略)

附則

この条例は、公布の日から施行する。

第7条 (略)

(建築物の高さの最高限度)

第8条 建築物の高さは、次の各号に掲げる地区整備計画の地区の区分に応じて当該各号に定める高さ以下でなければならない。

(1) (略)

(2) 区域1—2及び区域4 55メートル

(3)~(6) (略)

2 (略)

第9条~第11条 (略)

附則 (略)